

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	源泉徴収票等の法定調書作成事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、源泉徴収票等の法定調書作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岩国市長

## 公表日

令和5年7月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収票等の法定調書作成事務
②事務の概要	市が委嘱した委員や講師に対し報酬等を支払う際に源泉徴収をし、税務署や市町村に納付する。 また、併せて源泉徴収票や支払調書等の法定調書を作成し、個人番号を記載して税務署や市町村に提出(電子データによる提出も含む。)する。
③システムの名称	源泉管理システム・人事給与システム
2. 特定個人情報ファイル名	
源泉徴収票・支払調書情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部職員課
②所属長の役職名	職員課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14-51 岩国市 総務部 総務課 TEL:0827-29-5031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14-51 岩国市 総務部 職員課 TEL:0827-29-5036

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ○ ] 接続しない(入手) [ ○ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成28年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成31年3月29日	I -5-②所属長の役職名	職員課長 国広 光秋	職員課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策		Ⅳ リスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託	[ ]委託しない 十分である	[○]委託しない	事後	記載誤りによる変更
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワ ークシステムを通じた提供を除 く。)	[ ]提供・移転しない 十分である	[○]提供・移転しない	事後	記載誤りによる変更
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提 供) 十分である 十分である	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	記載誤りによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	源泉管理システム	源泉管理システム 人事給与システム	事後	システム名称の記載漏れ
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	評価5年経過前の再実施
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	評価5年経過前の再実施
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第3項	事後	記載誤りによる変更
令和4年7月29日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年7月29日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月29日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月29日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更